会　　長	事務局長	主　　幹	主　査	係	合　　議

令和８年第９回 湧別町農業員会総会議事録	
１．会　　期　　令和８年９月２８日（月）	１３時３０分　開会 １４時００分　閉会
２．場　　所　　上湧別コミュニティセンター　２階大会議室	
３．議　　件	
日　程　第　１	議事録署名委員の指名について
日　程　第　２	会期の決定について
日　程　第　３	諸般の報告について
日　程　第　４	議案第１号　現況証明願いについて
日　程　第　５	議案第２号　農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について
日　程　第　６	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
日　程　第　７	議案第４号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

４．委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
１　小野　信一	２　長岡　清方	３　松橋　　聡	４　髙久　輝喜
５　植田　　光	６　澤口　久美	７　山崎　幸一	
９　三品　雅敏	10　安藤　弘司	11　村上　拓也	12　井上　　靖
			16　秋葉　宏之
17　北谷　昭一	18　藤井　和人	19　中原　秋美	20　和田　利弘
21　如澤　　厚	22　姉崎　淳一	23　花木　慶喜	24　井上　　豊
25　渡辺　健一			
５．欠　席　委　員			
8　追永　直哉　　13　菊地　勇希　　14　三澤　　実			
15　千葉　　実			
６．事　　務　　局			
事務局長　　吉松　智弘　　主　　事　　石山　飛翔			

議　長	定刻になりましたので、ただいまから令和８年第９回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、２１名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第７条の規定により、本総会は成立します。 日程第１、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第１４条の規定により、３番　松橋委員及び６番　澤口委員を指名します。 日程第２、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって会期は本日１日とすることに決定致しました。 日程第３、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和８年８月２１日に開催されました、令和８年第８回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 ８月２４日　札幌市　第２水産ビルにおいて、一般社団法人北海道農業会議臨時総会が開催され、これに渡辺会長が出席しております。 ８月２７日　北見市　端野町公民館において、令和８年度　オホーツク管内新任農業委員研修会が開催され、これに植田委員が出席しております。 ９月１４日　９月１７日　第３回湧別町議会定例会が開催され、これに渡辺会長が出席しております。 本日、令和８年第９回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。
議　長	日程第４、議案第１号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書２ページをご覧ください。 議案第１号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証

	明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において７件提出されております。 内容を説明しますので議案書３ページをご覧ください。 その１、証明願出人・所有者は旭川市　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが錦町〇〇〇番〇で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は１６５㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は三澤委員、北谷委員、小野委員です。 （別冊資料１ページにより位置説明） 続きまして、議案書４ページをご覧ください。 その２、証明願出人・所有者は福島　〇〇〇〇です。土地の所在ですが川西〇〇〇番〇で地目は、公簿が原野、現況が畑、面積は９，７０１㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、台帳補正のためです。現況証明農業委員は高久委員、中原委員、松橋委員です。 （別冊資料２ページにより位置説明） 続きまして、議案書５ページをご覧ください。 その３、証明願出人・所有者は福島　〇〇〇〇です。土地の所在ですが上芭露〇〇〇番　外４筆で地目は公簿が畑・用悪水路、現況が農地・採草放牧地以外・畑、合計面積は９，７０２㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記及び台帳補正のためです。現況証明農業委員は井上豊委員、植田委員、長岡委員です。 （別冊資料３ページにより位置説明） 続きまして、議案書６ページをご覧ください。 その４、証明願出人・所有者は上芭露　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが東芭露〇〇〇〇番で地目は公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は３，９４５㎡で利用状況は雑種地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は井上豊委員、植田委員、長岡委員です。 （別冊資料４ページにより位置説明） 続きまして、議案書７ページをご覧ください。 その５、証明願出人・所有者は西芭露　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが西芭露〇〇〇番で地目は公簿が牧場、現況が農地・採草放牧地以外、面積は３，４３３㎡で利用状況は原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は植田委員、井上豊委員、長岡委員です。 （別冊資料５ページにより位置説明）

	続きまして、議案書８ページをご覧ください。 その６、証明願出人・所有者は西芭露　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが西芭露〇〇〇番　外３筆で地目は公簿が山林・宅地、現況が畑、合計面積は１４，１４７．２５㎡で利用状況は原野です。申請の理由につきましては、農地台帳補正のためです。現況証明農業委員は植田委員、井上豊委員、長岡委員です。 （別冊資料７ページにより位置説明） 続きまして、議案書９ページをご覧ください。 その７、証明願出人・所有者は南兵村三区　〇〇〇〇さんです。土地の所在ですが南兵村三区〇〇番〇で地目は公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は６０１㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は渡辺会長、花木委員、井上靖委員です。 （別冊資料８ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第１号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第５、議案第２号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書１０ページをご覧ください。 議案第２号、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第１８条第１項第２号の規定による合意解約を行い、同法第１８条第４項及び第６項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において１件の合意解約が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書１１ページをご覧ください。

	番号１番、利用権の設定をした者は西芭露　○○○○さん、利用権の設定を受けた者は西芭露　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○　外７筆で合計面積は４７，２３２．９８㎡です。利用権の期限は令和１４年１１月３０日までの１０年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和８年９月４日に合意解約に達したものでございます。 （別冊資料５・６ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第２号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第６、議案第３号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書１２ページをご覧ください。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第５条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。 また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書１３ページをご覧ください。 番号１番、譲渡人は富美　○○○○さん、譲受人は富美　○○○○です。土地の所在は富美１８５０番８で面積は３，３９６㎡です。転用目的はバンカーサイロ新設のためであり、事業費は３７，８４０，０００円です。 （別冊資料９ページにより位置説明）

	議案書１４ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第３号の議案について質疑を行います。 農業委員会等に関する法律３１条の議事参与の制限により、１１番村上委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （村上委員退席） 休憩前に引き続き会議を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番　村上委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （村上委員着席） 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第７、議案第４号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書１５ページをご覧ください。 議案第４号、農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。 また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法１８条第１１項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとします。 内容の説明をしますので、議案書１６ページをご覧ください。農地売買等事業（貸付タイプ）による所有権移転になります。 番号１番、所有権の設定をする者は東　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在

	は、東８８０番１　外９筆で合計面積は４８，１２８㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年１０月１３日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１１月３０日となっており、売買価格は６，７３７，０００円です。 （別冊資料１０ページにより位置説明） 番号２番、所有権の設定をする者は西芭露　○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市　○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○　外６筆で合計面積は６１，４１５㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和８年１０月１３日で、対価の支払い時期につきましては令和８年１１月３０日となっており、売買価格は２，９２１，０００円です。 （別冊資料５・６ページにより位置説明） 続きまして、議案書１７ページをご覧ください。賃借権の一時貸付となります。 番号１番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は川西　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、川西○○○番　外７筆で合計面積は８８，９１９㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年８８，９１０円です。 （別冊資料１１ページにより位置説明） 番号２番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１１筆で合計面積は４７，０８７㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年９４，１７０円です。 （別冊資料１２ページにより位置説明） 番号３番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は札富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外４筆で合計面積は４５，１０８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年６５，５６０円です。 （別冊資料１３ページにより位置説明） 番号４番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外２５筆で合計面積は１３７，６５７㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年２０４，１７０円です。

	（別冊資料１４ページにより位置説明） 番号５番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外１４筆で合計面積は６６，５６１㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年１３９，１２０円です。 （別冊資料１５ページにより位置説明） 番号６番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○で面積は１０，８５６㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年１６，２８０円です。 （別冊資料１６ページにより位置説明） 番号７番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外１筆で合計面積は１２，１６８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年２４，３３０円です。 （別冊資料１７ページにより位置説明） 番号８番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は南兵村三区　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番○　外２筆で合計面積は２１，８３７㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年４３，６７０円です。 （別冊資料１８ページにより位置説明） 番号９番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は富美　○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番　外５筆で合計面積は２８，９５４㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年４３，４３０円です。 （別冊資料１９ページにより位置説明） 番号１０番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は開盛　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○　外１５筆で合計面積は５２，３６４㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年７１，８３０円です。

	（別冊資料２０～２２ページにより位置説明） 番号１１番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は開盛　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○　外２筆で合計面積は１５，２６８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年２２，９００円です。 （別冊資料２０ページにより位置説明） 番号１２番、利用権の設定をする者は札幌市　○○○○、利用権の設定を受ける者は開盛　○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○　外６筆で合計面積は４２，３４８㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和８年１０月１３日から令和１３年９月３日の５年間で、金額は年５６，５２０円です。 （別冊資料２３ページにより位置説明） 以上で説明を終わります。
議　長	これから議案第４号の議案について質疑を行います。 先に１７ページ４番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１１番　村上委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （村上委員退席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから１７ページ４番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番　村上委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （村上委員着席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。

	次に１９ページ１２番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１６番　秋葉委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 （秋葉委員退席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。これから１９ページ１２番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１６番　秋葉委員の制限を解きます。暫時休憩します。 （秋葉委員着席）
議　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 これから、議案第４号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	（なしとの声）
議　長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	（異議なしとの声）
議　長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
議　長	総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和８年第９回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉　会　　１４時００分

	この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。 議　　長 署名委員 署名委員